

(別紙1)

## 第 221 回長野県都市計画審議会 議案概要

法定審議（議案番号・議案名）	説 明
<p><b>議第 1 号</b></p> <p>塩尻都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について （長野県許可）</p>	<p>建築基準法第 51 条ただし書の規定により、建築物の位置について特定行政庁（長野県）が都市計画上支障がないとして許可するにあたり、長野県都市計画審議会の議を経るもの。</p>